

# 分科会研修のまとめ

## B分科会 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

運営委員 酒井達夫  
山口美香  
真板陽介

B分科会は、学校法人に採用されて間もない方や他部署からの異動により、学校会計業務の実務経験が比較的少ない方など36人を対象に、「学校法人会計基準」について、財務3表である「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」を柱として、法令条文についての解説と、各計算書類及び内訳表並びに各明細表等に至るまでを、テキストの「学校法人会計基準と計算書類の取扱い」に加え、パワーポイントによる資料、やさしい演習資料等を用いて、研修を行いました。

はじめに、学校法人の法的根拠として「教育基本法」・「学校教育法」・「私立学校法」・「私立学校振興助成法」について主要な条文を取り上げ、その条文が持つ背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説しました。さらに、学校法人が計算書類を作成する目的などを理解し、学校法人に関する法律、会計処理等に関して重要な法的根拠について学んでいただきました。

「学校法人会計基準」については、すべての条文において基礎的事項の確認を行いながら、学校法人会計基準の原則、作成すべき各計算書類等、経費の考え方と注意点などを中心として、日常行っている会計処理の法的根拠を説明し、特に各計算書類においては、目的や計算方法、勘定科目等について、類似点や相違点を明らかにしながら、それぞれ基礎知識となる解説を行いました。

財務3表の「資金収支計算書」については、参考例を用いて単式簿記・複式簿記など、基本的な内容について会計処理等の説明を加えながら解説し、「事業活動収支計算書」においては、3つの区分の目的や、「資金収支計算書」とは計上の仕方などに違いがあることなどを中心に、計算書類の例に基づいて確認していきました。「貸借対照表」については、資産、負債及び基本金等に関して身近な例をあげ、わかりやすく解説を行うと共に、記載方法や注記等についての説明をしました。それぞれの計算は、テキスト内の数値を追いながら、各計算書類例で記載されている金額の意味や、資金収支計算書と事業活動収支計算書上の金額に相違が発生する理由等、普段の業務だけでは見えづらく、触れる機会が少ない点についても学ぶことができました。

本研修会を通じて、学校会計の基である「学校法人会計基準」を学んだことにより、法令と日常行う会計処理及び各計算書類との関係について理解することができたと思います。

また、参加者同士で、学校会計について理解を深めようという姿勢が見受けられ、話し合いを通じて自法人の計算書類等により一層興味を持ったことよって、新たな発見ができたのではないかと思います。

次年度は、法令改正も踏まえ、学校会計基準との関連をよりわかりやすくするとともに、他部署の方でも計算書類等の理解がさらに深まるような研修にしていきたいです。